公益社団法人開成町シルバー人材センター利用規約

第１条（利用契約）

発注者（公益社団法人開成町シルバー人材センター）（以下「センター」という）。を通じてセンターの会員（以下「会員」に業務を委託する者をいう。以下同じ。）はセンターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、センターとの間で利用契約を締結するものとする。

第２条（就業条件）

1. 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係わる就業条件は公益社団法人開成町シルバー人材センター会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。
2. 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

第３条（マッチング）

1. センターと発注者の間で利用契約が締結されたときは、センターは会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。
2. 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

第４条（発注者及びセンターの責務）

1. センターは､業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。
2. センターは本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という）の実施に当たり関係法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。
3. 発注者は本規約定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うにあたり業務実施会員の安全の確保その他就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは業務実施会員に対する安全就業の啓発、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者または第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

第５条（業務の対価）

1. 発注者はセンターに対して、センター業務委託料（センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。
2. センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他の事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは業務委託料の額を変更するものとする。

第６条（請求及び支払いの方法）

1. 発注者はセンターによる請求書の発行日から 30 日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
2. 前項の規定による支払に係わる振込手数料は発注者が負担するものとする。

第７条（中途解約等の予告）

発注者は、６か月以上の期間に行う業務委託を中途解約したり、更新しない場合には、３０日前以上前にセンターに予告するものとする。

第８条（権利・義務の移転の禁止）

1. 発注者及びセンターは相手方からの事前の書面または電磁的方法による承諾なしに、本規約の定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者の担保に供してはならない。
2. 発注者及びセンターは相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第９条（守秘義務・個人情報管理）

1. 発注者及びセンターは相手方又は第三者の個人情報を適正に取扱第わなければならない。
2. 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
3. 第 2 項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

第 10 条（損害賠償）

発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

令和７年４月１日施行